

いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業プロポーザル審査基準

1 趣旨

この基準は、いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

候補者の選定にあたっては、いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別表の審査基準に基づき、参加者より提出された提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明、質疑応答に対する採点を行い、候補者を選定する。

3 審査方法

審査委員会の各委員が行う審査は、別表の審査基準の各項目毎の審査の視点を参考としながら6段階で評価を行い、項目毎に係数（倍率）を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。

評価の目安	評価	点数化の方法
提案内容が優れている。	A	配点×1.0
提案内容に優れている点がある。	B	配点×0.8
提案内容が標準的である。	C	配点×0.6
提案内容に劣っている（実現性が低い）点がある。	D	配点×0.4
提案内容が劣っている（実現性が低い）。	E	配点×0.2
未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	F	配点×0

4 順位付けについて

審査委員会の各委員の採点により、次の条件に従い選定する。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者とししない。

＜順位付けの条件＞

- (1) 出席した全委員の合計点数が最高得点の者
- (2) (1)が複数ある場合、審査項目のうち、「提案内容」の点数の合計が最も高い者
- (3) (2)が複数ある場合、審査項目のうち、「業務体制・実績」の点数の合計が最も高い者
- (4) (3)が複数ある場合、見積書の金額が低い者

5 その他

- (1) 審査委員会は、非公開で行う。
- (2) 参加者が審査委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3) 審査委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。

別表 審査基準

審査項目		審査基準	配点
業務体制・実績	担当者の配置、役割分担等	業務体制について、役割や責任を明確化し、実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか	10
	同種業務の受託実績	他自治体で類似業務を行った実績はあるか	10
提案内容	企画提案内容	当事業を理解した提案内容となっており、マスタープラン策定のための各調査や検討方法について、具体的に示されているか	15
		対象地域の需要家を想定し、再生可能エネルギー設備導入の検討を行っているか	15
		本町の現状が十分に理解され、実現可能性の高い、具体的な施策案が提案されているか	15
		本町の現状を踏まえ、再生可能エネルギー導入と同時に地域課題を解決する方向性が描かれているか	15
	業務実施スケジュール	適切に委託業務が遂行できるスケジュールとなっているか	10
提案能力	資料作成力、取組姿勢・意欲	提案資料等はわかりやすく、本業務に対する取組姿勢が積極的であるか	5
	プレゼンテーション	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か	5
合 計			100